

年金記録訂正請求に係る答申について

**北海道地方年金記録訂正審議会
平成30年6月13日答申分**

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 1800001 号
厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 1800007 号

第1 結論

請求者のA事業所における平成23年12月9日の標準賞与額を35万円、平成24年8月10日の標準賞与額を25万円、平成24年12月10日の標準賞与額を35万円、平成25年8月9日の標準賞与額を25万円、平成25年12月13日の標準賞与額を35万円、平成26年8月8日の標準賞与額を25万円、平成26年12月10日の標準賞与額を35万円、平成27年3月10日の標準賞与額を15万円、平成27年8月10日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成23年12月9日、平成24年8月10日、平成24年12月10日、平成25年8月9日、平成25年12月13日、平成26年8月8日、平成26年12月10日、平成27年3月10日及び平成27年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月9日、平成24年8月10日、平成24年12月10日、平成25年8月9日、平成25年12月13日、平成26年8月8日、平成26年12月10日、平成27年3月10日及び平成27年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成23年12月9日
② 平成24年8月10日
③ 平成24年12月10日
④ 平成25年8月9日
⑤ 平成25年12月13日
⑥ 平成26年8月8日
⑦ 平成26年12月10日
⑧ 平成27年3月10日
⑨ 平成27年8月10日

A事業所から支給された請求期間①から⑨の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

請求期間①から⑨の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する賞与に係る賃金台帳及び源泉徴収簿によると、請求者は、同事業所から

請求期間①は35万円、請求期間②は25万円、請求期間③は35万円、請求期間④は25万円、請求期間⑤は35万円、請求期間⑥は25万円、請求期間⑦は35万円、請求期間⑧は15万円、請求期間⑨は40万円の賞与の支払を受け、当該賞与から請求期間①は35万円、請求期間②は25万円、請求期間③は35万円、請求期間④は25万円、請求期間⑤は35万円、請求期間⑥は25万円、請求期間⑦は35万円、請求期間⑧は15万円、請求期間⑨は40万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、全ての請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、全ての請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。